

別紙5

医療法人社団桜緑会 日本橋さくらクリニック

治験審査委員会標準業務手順書 主な改訂一覧 (2019年4月1日)

改訂前				改訂後				改訂理由
章	条	項	改訂前	章	条	項	改訂後	
第1章 治験審査委員会	(治験審査委員会の構成) 第2条	第2項	委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。治験審査委員会委員長(以下、委員長という)は委員の中から医療機関の長の指名により選出し、治験審査委員会副委員長(以下、副委員長という)は委員の中から医療機関の長及び委員長の協議により指名する。委員長及び副委員長の任期は2年とするが、再任は妨げない。 ※下線部変更	第1章 治験審査委員会	(治験審査委員会の構成) 第2条	第2項	委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。治験審査委員会委員長(以下、委員長という)は委員の中から医療機関の長の指名により選出し、治験審査委員会副委員長(以下、副委員長という)は委員の中から医療機関の長及び委員長の協議により指名する。委員長及び副委員長の任期は1年とするが、再任は妨げない。	任期の見直しのため